

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 6 年 1 月 10 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 6 年 1 月 8 日)</p> <p>県立四日市商業高等学校に勤務する P T A 雇用の事務職員は、県高等学校体育連盟への提出文書を起案し、校長・教頭・事務長の決裁を受けているが、当該文書の起案は、県高等学校体育連盟に関する学校事務であり、P T A に関する事務業務に属さないことは明白である。</p> <p>また、起案文書中には、在籍生徒の個人情報が含まれており、県職員ではない P T A 雇用の事務職員が個人情報も含んだ P T A 業務以外の業務を担い、決裁を受けているということは、県立四日市商業高等学校が P T A 雇用の事務職員に本来担わせてはならない業務を組織的に担わせたことになる。</p> <p>これによって、県費負担学校事務職員が担うべき業務が不正に減じられ、県費負担学校事務職員から本来受けられるはずの労務提供を県は受けられなくなった。</p> <p>そのため、P T A 雇用の事務職員の勤務時間相当分を県費負担学校事務職員が勤務したと仮定した場合の年間 930 万円分の損害が県に生じたこととなり、三重県知事は、県立四日市商業高等学校から損害分の 930 万円を徴収すべきである。</p>	教育委員会